

＜環境省ニュース＞

環境研究総合推進費，地域脱炭素に関する動向及び
「第3次気候変動影響評価報告書」（令和8年2月）について

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

1. 環境研究総合推進費（競争的研究費）

1.1 令和8年度新規課題の採択について

環境研究総合推進費は，環境政策への貢献・反映を目的とした環境省所管の競争的研究費制度です。想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できることが，採択の条件となります。環境省が基本方針や行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を示し，公募，審査，資金配分や採択後の進捗管理，評価等の業務は独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）が担当しています。令和8年度予算は約56億円です。

環境研究総合推進費の新規課題の公募では，「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和6年8月環境大臣決定）」に基づき，環境分野において今後5年間で重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題である「重点課題」やその解決に資する「行政要請研究テーマ（行政ニーズ）」を提示した上で，広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募ります。

例年に倣い，令和8年度新規課題（令和8年4月に研究開始）については，令和7年9月8日から10月10日まで公募を行い，外部有識者による審査を経て，環境問題対応型研究41課題，革新型研究開発（若手枠）32課題，戦略的研究開発（Ⅰ）1プロジェクト9課題，戦略的研究開発（Ⅱ）1プロジェクト8課題が採択されました（表1）。

環境問題対応型研究については，令和4年度新規課題公募より，メディアムファンディング枠（最大年間支援額が従来の半分となる2千万円の枠。以下「MF枠」という。）を新設しており，今回の令和8年度新規課題公募においては，MF枠として22課題が採択されています。

また，革新型研究開発（若手枠）の採択32課題の内訳は，若手枠A（最大年間支援額6百万円）が18課題，若手枠B（最大年間支援額3百万円，令和5年新規課題公募より新設）が14課題となっています。

なお，今回の令和8年度新規採択課題を含め，過年度の環境研究総合推進費の研究概要や成果報告書については，ERCAの環境研究総合推進費ウェブサイトにある「研究課題データベース」で閲覧できます（※新規課題の研究概要は例年7月頃掲載）。

また，同サイトでは推進費の各種イベントやプレスリリース，X（旧Twitter）による最新情報を確認できますので，併せてご活用ください。

参考1：環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和6年8月環境大臣決定）

<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu/r6suisinsenryakuhonnbnun.pdf>

参考2：ERCA環境研究総合推進費ウェブサイト

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/index.html>

参考3：ERCA環境研究総合推進費 研究課題データベース

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php>

表1 令和8年度新規課題の採択数など

公募区分		最大年間支援額※	研究期間	採択課題数 (申請課題数)
環境問題 対応型 研究	一般課題・ 技術実証型	4千万円	3年 以内	19 (209)
	MF枠	2千万円		22 (186)
次世代事業 (補助率1/2)		2億円		0 (2)
革新型 研究開発 (若手枠)	若手枠A	6百万円		18 (97)
	若手枠B	3百万円		14 (52)
戦略的研究開発 (Ⅰ)		3億円		5年 以内
戦略的研究開発 (Ⅱ)		1億円	3年 以内	8 (8)

※間接経費（30%），消費税を含む1年間の上限額

1.2 令和9年度新規課題公募について

次回の令和9年度新規課題は令和8年9月頃に公募予定です。この数年間でMF枠や若手枠Bを新設するなど，より多くの研究課題を採択できるように制度を見直してい

ますので、積極的な応募をお待ちしています。

詳しい情報は、ERCA環境研究総合推進費ウェブサイトや令和8年8月と9月に実施予定の公募説明会などで情報発信していきますので是非ご活用ください。

参考4：ERCA環境研究総合推進費公募情報

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/index.html>

2. 地域脱炭素に関する動向～脱炭素先行地域について～

我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス削減の目標として、2030年度46%削減目標を掲げていますが、これに加え、2025年2月には地球温暖化対策計画等を改定し、2035年度、2040年度にそれぞれ60%、73%削減することを新たな目標として設定いたしました。その目標を達成すべく、環境省は主として需要側の対策である地域とくらしの脱炭素化を進めています。特に、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が益々重要となっています。太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の地域特性に応じた再エネポテンシャルを活用する地域脱炭素の取組は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した産業振興や非常時のエネルギー確保による防災力強化、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、様々な地域課題解決にも貢献し、まさに地方創生に資するものです。

環境省は、「地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）」及び「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議にて決定）」等に基づき、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくとともに、更なる施策を積極的に推進していくこととしています。また、新たに2026年度以降2030年度までの5年間を実行集中期間として位置付け、環境省をはじめとする関係府省が緊密に連携しつつ、必要な施策の実行に取り組むこととしています。

「地域脱炭素ロードマップ」及び「地球温暖化対策計画」に基づく地域脱炭素の主要施策の一つが脱炭素先行地域の実現です。脱炭素先行地域とは、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを目指すとともに、脱炭素と地域課題解決の同時達成を実現する全国のモデルとなる地域です。脱炭素先行地域の多種多様な取組を通じて、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭

素に向かう取組の方向性を示しています。2026年2月、「脱炭素先行地域」の第7回選定を行い、新たに12の地域を選定しました。これにより計102の地域が脱炭素先行地域として選定され、「2025年度までに少なくとも100地域選定する」という政府目標を達成しました。

第7回選定では、共同提案者を含め、全国39の地方公共団体（都道府県4、市町14）から18件の提案があり、最終的に12件が脱炭素先行地域にふさわしい提案として評価されました。今回の12提案は、先進性・モデル性の観点で際立った特徴を有しており、地域脱炭素の取組を通じて地域にもたらされる具体的な裨益が明確に示された提案が選定に至っています。

例えば、石川県では、広域自治体である県が主体となり、のと里山空港や金沢港エリア、能登の道の駅といった陸・海・空の基幹インフラへの自立分散型電源等を一体的に整備し、災害時に人命救助・物資供給・広域避難を支える基盤を構築し、市町村単独では対応が難しい広域防災体制の強化を実現します。また、能登半島の観光拠点である和倉温泉では高温源泉を活かした温泉熱を有効活用するシステムの導入等により、旅館の経営負担軽減とサステナブルな温泉地としてのブランド化等、復興の加速化を支援します。

なお、第7回選定の結果、目標としていた100地域以上の選定という1つの区切りを迎えたことから、2022年から始まった脱炭素先行地域は、今回で募集を終了しましたが、引き続き脱炭素先行地域の実現に向け、取組を進めてまいります。

参考5：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト

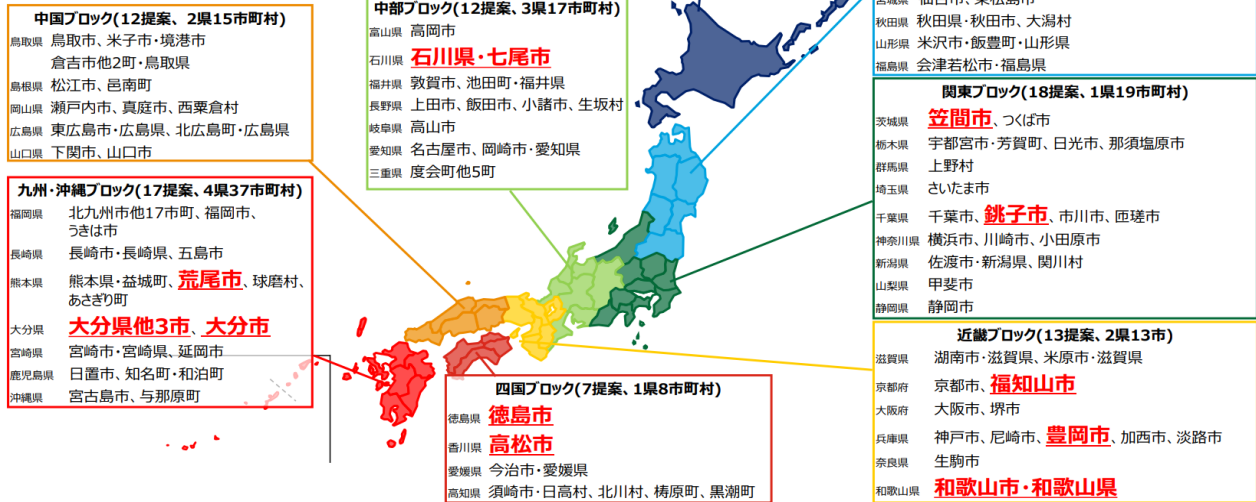
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>

脱炭素先行地域（102提案）

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4	R5	R6	R7
第1回 26 (79)	第2回 20 (50)	第3回 16 (58)	第4回 12 (54)
第5回 9 (46)	第6回 7 (15)	第7回 12 (18)	

※選定後に3提案が辞退



参考6：脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第7回）※赤字が第7回選定自治体

3. 「第3次気候変動影響評価報告書」（令和8年2月）の公表について

気候変動適応に関する施策は、気候変動及び気候変動影響に関する最新の科学的知見を踏まえて実施することが重要です。このため、政府は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響についての研究を推進するとともに、最新の科学的知見を踏まえ、おおむね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価を行うこととしています。これまで、平成27年、令和2年の計2回評価を行っており、今年2月、中央環境審議会における審議及び関係行政機関との協議を経て、第3次気候変動影響評価報告書を公表しました。

気候変動影響評価報告書は、気候変動が日本にどのような影響を与えるのかについて、科学的知見に基づき、全7分野（農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活）80項目を対象として、影響の程度・可能性等（重大性）、影響の発現時期や追加的な適応策への意思決定が必要な時期（緊急性）、情報の確からしさ（確信度）の1つの観点から評価を行っています。

第3次報告書の主なポイントは、下記の4つを行ったことです。

- ①最新かつ広範な科学的知見を反映
- ②影響の重大性の評価を2段階から3段階に細分化
- ③特に強い影響を受ける地域や対象の整理
- ④適応策及びその効果に関する知見の整理

また、第3次報告書では、現状から将来予測にわたって

重大性・緊急性・確信度が高いなど、特に優先的に対応が必要な項目が明らかになりました。

①について、学術論文に限られる分野・小項目を中心に、省庁・地方公共団体・事業者等が公表している報告書等も収集しました。結果として、第3次評価で根拠とした引用文献数は2,186件であり、第2次報告書と比較して1.7倍となりました。科学的知見が充実したことにより、きめ細かな重大性・緊急性・確信度の評価が可能となりました。例えば、最新の科学的知見の例として、高温と高CO₂の複合影響を組み込んだ新たなコメの生育・収量予測モデルでは、コメの収量や外観品質の低下がより早く深刻化することが予測されました。

②について、多くの分野・小項目において影響が既に発生していることから、重大性は、＜現状＞・＜1.5～2℃上昇時＞・＜3～4℃上昇時＞の3つの場合について評価を行うことにしました。また、第2次評価において「特に重大な影響が認められる」としていたものを、「レベル2：重大な影響が認められる」・「レベル3：特に重大な影響が認められる」の2つに分割し、3段階で評価することで、どの影響が特に重大なのかがより分かりやすくなるようにしました。

③及び④について、新しく「特に強い影響を受ける地域・対象」・「適応策及びその効果」の観点から科学的知見を整理しました。これにより、地方公共団体及び事業者が各地域において特に強い影響を及ぼす気候変動影響を把握し、適応策を検討するのに役立つことが期待されます。小項目のうち約4割で、他の地域と比較して、

特定の地域への影響が特に強いとする知見を整理できました。例えば，暑熱による死亡リスクについては，人口密度の高い大都市圏でより大きな死亡リスク増加が報告されています。

本報告書の内容を踏まえ，令和8年度に気候変動適応計画の改定を予定しております。計画の改定を契機として，政府を含む一層の関係主体の適応策の加速化を図っていきたいと考えています。

参考7：環境省 第3次気候変動影響評価報告書の公表について

https://www.env.go.jp/press/press_02915.html

参考8：環境省 第3次気候変動影響評価報告書

https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_00003.html